

# 広域地方計画区域を設定する目的、原則、視点について（案）

## I. 目的

広域地方計画を策定する目的（＝広域地方計画区域を設定する目的）として、以下のものが考えられるのではないか。

1. 国民生活の安全確保、環境保全等の様々な分野における都府県を越える広域的な課題に効率的・効果的に対応する。
2. 特性に応じて自立的に発展する地域社会を実現する。
3. グローバリゼーションの進展下、国際競争力を強化する。
4. 地方の主体的な取組を尊重しつつ、我が国全体の発展に貢献する。

## II. 原則

### 1. 「自然、経済、社会、文化等における密接な関係の存在」

- (1) 関係地方公共団体、関係経済団体、地域住民の意向と大きくかけ離れた圏域でないこと。
- (2) 現実の社会経済活動における密接な関係が認められる圏域であること。  
(第2回圏域部会 資料2 p1～p8、資料3 参照)
  - 現状における社会的経済的活動のみならず、将来のインフラ整備等による効果も勘案。
- (3) 自然条件、歴史的・文化的背景の類似性が認められる圏域であること。  
(第2回圏域部会 資料2 p9～p21 参照)

### 2. 「2以上の都府県の区域」

- (1) 都府県は分割しない。
- (2) 相当程度の規模を有すること。  
上記 I. の広域地方計画策定の目的、とりわけ圏域としての自立的発展と国際競争力の強化を図るため、相当程度の規模を有する圏域であること。  
具体的には、  
圏域人口 400 万人程度以上又は圏域 GDP1,000 億 US\$以上  
としてはどうか。

① 圏域人口は、例えば以下の諸国等の人口規模を参照。

デンマーク (540 万人)、スロヴァキア (540 万人)、フィンランド (520 万人)、  
ノルウェー (460 万人)、シンガポール (450 万人)、アイルランド (400 万人)、  
ニュージーランド (390 万人)

アメリカ：アラバマ州(460 万人、23 位)、ルイジアナ州(450 万人、24 位)、サウスカロ  
ライナ州(430 万人、25 位)、ケンタッキー州 (420 万人、26 位)、オレゴン州  
(360 万人、27 位)、オクラホマ州 (350 万人、28 位) ※順位はアメリカ  
50 州中の順位

ドイツ：ザクセン州 (430 万人、6 位)、ラインラント・プファルツ州 (410 万人、7 位)  
※順位はドイツ 16 州中の順位

フランス：プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地域圏 (450 万人)、ノール＝パ  
ド＝カレー地域圏 (390 万人)

スペイン：カタルーニャ州 (630 万人)、バレンシア州 (420 万人)

参考：北海道 (560 万人)

② 圏域の GDP は、例えば以下の諸国等の GDP を参照。

フィンランド (1,300 億 US\$)、タイ (1,300 億 US\$)、ポルトガル (1,200 億 US\$)、  
アイルランド(1,200 億 US\$)、マレーシア(1,000 億 US\$)、シンガポール(900 億 US\$)、  
フィリピン (800 億 US\$)、チェコ (700 億 US\$)

アメリカ：オレゴン州 (1,300 億 US\$、28 位)、アイオワ州 (1,100 億 US\$、29 位)、オ  
クラホマ州 (1,100 億 US\$、30 位)、ネバダ州 (1,000 億 US\$、31 位)、カ  
ンザス州 (1,000 億 US\$、32 位)、ユタ州 (800 億 US\$、33 位) ※順位は  
アメリカの 50 州中の順位

ドイツ：ラインラント・プファルツ州 (900 億 US\$、6 位)、ザクセン州 (700 億 US\$、  
9 位) ※順位はドイツ 16 州中の順位

フランス：ローヌ＝アルプ地域圏 (1,400 億 US\$)、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダ  
ジュール地域圏 (1,000 億 US\$)

スペイン：カタルーニャ州 (1,200 億 US\$)、バレンシア州 (600 億 US\$)

参考：北海道 (1,600 億 US\$)、

③ 上記 I. の広域地方計画策定の目的からして、圏域面積の下限を設定する必要  
性はないのではないか。

④ 圏域の都府県数・人口・GDP・面積の上限については、上記 1. (1)～(3)の原則  
さえ満たせば設定する必要はないのではないか。

⑤ 圏域の一人当たり GDP については、どういう区割にしても 2 万 US\$を上回っ  
ており (47 都道府県中最も低い沖縄県でも 2 万 US\$超)、先進国レベルに達して  
いることから、下限を設定する必要はないのではないか。

### 3. 「一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域」

- (1) 施策・事業の実施主体である国の地方支分部局の管轄区域と大きくかけ離れた圏域でないこと。ただし、厳密な一致を求めるものではない。

(第1回圏域部会 参考資料1 p30 参照)

- (2) 官、民、あるいはその両方による国土政策関連の広域的な取組の実態があること、あるいは今後の広域的な取組により対応すべき課題を有していること。

(第1回圏域部会 参考資料1 p1～p23 参照)

- (3) 圏域の多様で個性ある発展を支えるために必要な相当程度の都市機能の集積及び基幹的な国際交流基盤を備えていること、あるいは備える見込みがあること。

具体的には、

- ① 人口50万人以上の都市の存在又は人口30万人以上の都市が複数存在、

人口50万人以上の都市  
地方自治法施行令により、いわゆる「政令指定都市」の指定要件となっているほか、個別法においても都道府県と同等に扱っているものがある（例：地方道路公社及び地方住宅供給公社の設立）。

人口30万人以上の都市  
社会的実態として諸機能、規模能力等が比較的大きな都市として認められ、中核市指定や事業所税課税団体の要件とされているほか、個別法においても特例（例：国土交通大臣同意を要する都市計画区域）が規定されている。

- ② 国際定期便が就航する空港の存在、  
③ 外貿コンテナ貨物を取扱う主要港湾の存在、  
など。

- (4) 広域地方計画は2以上の県の区域について「一体として総合的な国土の形成を推進する」（第9条第1項第4号）ものであり、地理的には県全体を一体として対象とし、計画内容は総合的・網羅的（「自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成」（第3条第1項））とされており、このような性格を有する広域地方計画区域が重複することとはならない。

ただし、個別テーマによっては、当該広域地方計画区域外との関連が重要性を持つものもあるため、

- ① 広域地方計画の内容には、区域外にわたる施策・事業を記載しうる、  
② 広域地方計画協議会には、区域外の地方公共団体や経済団体等の密接な関係を有するものを加えうる、

といった法制上の手当てがなされているところ。

### Ⅲ. 視点

広域地方計画区域の将来像を描くに当たって、以下の点を重視すべきではないか。

ただし、これらの視点は全国一律に考えるべきものではなく、地域特性に応じて自ずと

濃淡があり、地域の自主的な判断により対応すべきものである。

1. 医療・福祉の充実、防災・減災対策、芸術・文化の振興、自然環境の保全と創出等国民生活の豊かさと安全・安心・安定の確保
2. 国土・地域資源の適切な利用と保全
3. 国際競争力を有する特色ある産業、観光及び科学技術の振興並びに高等教育の充実
4. 上記を支える交通・情報通信体系の充実
5. 国、地方公共団体のみならず、経済界、NPO、地域住民等の多様な主体の参加と連携による地域の総力の発揮

#### **IV. 道州制との関係**

広域地方計画は、国と地方公共団体が当該圏域の国土形成に関する方針・目標を共有化した上で、相互に協力・調整しながら必要な施策を明確化することにより、都府県境を越えた広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくことをねらいとするもの。

一方、道州制の議論は、国と基礎自治体の中間に位置する広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方公共団体双方の政府のあり方を再構築するものと理解。

したがって、前者は都道府県制度を前提に国土政策上の計画区域を設定しようとしているものであるのに対し、後者は国と地方の関係そのものを見直すものという意味で、両者は直接に関係するものではない。

将来、道州制が導入された際には、それに対応して広域地方計画区域も適切に見直されるものと認識。